

外国商業企業に対する中国の政策対応の沿革と課題

井 欣*

[Abstract] : Since 1978 the Government of China gradually but steadily promoted the transformation to market economy from planned economy. As for the field of retail trade, seven stages are recognized from the approval of investment to retail trade by foreign retail firms with limited conditions to the stage of affiliation to WTO. When China affiliated to WTO in 2001, China promised to open her retail market perfectly in a limited period, and the promises have been steadily implemented by now. But Chinese government has some important but difficult problems in the process. China immediately has to prepare fair competitive circumstance in domestic retail market under the fair competition law. At the same time, however, we must remind of the fact that consumers are widely scattered to so much nation-widely all over the country. Retail services required by them should be served not only some few large sized retail firms but so many small sized ones.

1. はじめに

経済体制改革の深化と共に、中国の総合的な国力が絶え間なく上昇し、小売業も前世紀90年代後半期以来、目覚しく発展してきた。一方、流通管理機構の改革及び流通所有権、経営権の転換により、新しい業態が絶えず導入され、大、中都市において、チェーンストアが急速発展し、諸外国小売業界の大手もその支店、或は現地法人を中国に設置している、さらに激しい市場競争に対応して、流通業界における国内、外流通企業の再編も急速に進み、外資小売企業の存在感がますます高まってきた、; 他方、改革開放以後、特に WTO 加盟後に、数多くの大型外資商業企業が参入し、国家保護政策及び商業立法の不完備により、国内小売業、及び小売企業、消費者に多大な影響を及ぼしていることも事実である。国際的な政治環境は中国に対して強く国内市場の開放を求めてくると同時に、大手流通外資の進出も今後ますます増大していくことが予想される。

中国小売業の発展と先進国の小売業の発展とは、客観的に言えばまた大きな格差が存在し、小売領域における対外開放は、経営理念、経営規模、経営方式などの様々な面において、必然的に中国国内小売企業に影響をもたらしている。流通外資の参入によって、中国には、大量の外貨がもたらされたと同時に、先進的な管理方法及び新しい小売業態を導入された。これにより、中国小売業の組織化の程度、さらには消費者の利益も高められた。

* 下関市立大学付属産業文化研究所委嘱研究員

小売業の対外開放に向け、同時に国内小売企業の競争力を高めるためには、マクロとミクロとの両面から調整しなければいけないと考える。つまり、マクロ的な視点から見ると、政府側は流通外資の国内小売領域への参入条件、審査方法については、実際状況に応じて、流通外資の投資比率、投資地域、及び漸進的に外資企業に国民待遇を与えることを含む完全な関連する法律、法規体系を制定しなければならない、他方、合理的な流通産業政策に関する改革を進行させ、商業集団の育成に力を入れ、国際的な規則及び慣例に従って、小売業に対する管理を強化しなければならない。ミクロ的な視点から見ると、企業側は完全に国家の保護政策に頼るだけではなく、如何に国際的な経営管理方法を学び、優秀な企業経営を営み、企業自身の競争力を高めるかについて、努力しなければならないことであろう。

今後、中国の既存の流通企業に対するインパクトと対応策はいかなるものなのか、地方政府は地域経済及び地域住民の利便性の向上に照らし合わせて具体的にどのような政策対応をなすべきであるのか、本論は中国商業の実際状況を出発点とし、流通外資に対する開放政策を中心に中国の流通政策について考えてみたい。

2. 中国小売に対する規制緩和

中国の改革開放政策は1978年に開始された。当時の改革開放政策は、中国の国富を実現するため、外国から先進的生産技術を導入すると同時に、外貨を獲得することを目的とし、その手段として外資導入、つまり、外資による企業の設立を認めるという決断を行った。その結果、1979年7月1日「中外合資経営企業法」が施行され、利潤獲得を目的とする私有制企業が成立した。しかし、小売業は先進的技術を伴わないおよび国内産業保護の要請に反するという理由で、導入が奨励される外資はメーカーであり、サービス貿易に分類される輸入、卸売り、小売分野について、外資は完全に排除されていた。1986年に「外資企業法」が誕生し、外資100%企業が認められ、1988年に「中外合作経営企業法」が誕生し、1979年の「中外合資経営企業法」を含めた所謂三資企業法が1988年までに全て出揃った。その後、1992年2月鄧小平氏による南巡講話の後、所謂中国進出ブームがメーカーを中心に沸き起こった。

1992年以後、中国における流通開放政策について、以下名城大学謝憲文教授に依拠して、次の7つの段階に区分して述べていくことにする¹⁾。すなわち、小売分野への外資進出を条件付けで認めた第一段階、卸売り分野も認めた第二段階、投資誘導策を講じた第三段階、外資導入について新たなガイドラインを打ち出した第四段階、輸出入業への外資進出を認めた第五段階、地方政府による外資進出の審査・認可を禁止した第六段階、外資進出地域を拡大し、知名度の高い外国流通企業の誘致を図った第七段階である：

¹⁾ 謝 憲文 (2000)『流通構造と流通政策——日本と中国の比較』同文館

中国共産党中央委員会と国務院は、1992年6月に「第3次産業の発展を加速することについての決定」を公表した。これに基づいて、サービス産業の発展の奨励、外資導入の促進などの新しい開放政策が打ち出された。1992年5月15日、国務院は第45号通達の中で、日本ヤオハングループが上海で合弁百貨店を設立する申請を認可した。同年7月4日、国務院の「商業小売分野の外資利用に関する通達（国務院82号函）では、政府の小売業の開放政策に初めて言及し、中国流通業への外資進出を条件つきで認めている。その内容は以下の通りである、即ち：①6つの開放都市（北京、上海、天津、広州、大連、青島）と5つの経済特区（深圳、珠海、汕頭、廈門、海南）でそれぞれ1-2社の合弁または合作経営の小売企業を試行的に設立する。②全額外資（100%外資）の小売企業は暫く認可しない。③試行期間中、外資系小売企業を設立する時は、地方政府が国務院に届け出て、審査・認可を受ける。すなわち試行プロジェクトに関する認可の権限は国務院にある。④国家の設立許可を得た外資企業は輸出入権をもつことができる。年間輸出入商品の総額は当該企業の年間売上高の30%を超えてはならない。⑤外資企業の業務範囲は各種商品の小売と商品の輸出入とする。輸入商品は自社の扱う小売商品に限り、卸売業務や輸出入代行業務を行ってはならない。

1993年3月、国務院は国家計画委員会の取りまとめた「全国第3次産業発展計画の基本指針についての通知」を認可した関係部門に通達した。それによると、政府の許可のもとで、一部の都市と地域で外国と合弁する小売企業、物資供給企業を試行的に設立することができる。

1995年6月、国務院の認可を経て公布された「外国企業投資産業指導目録」では、従来外国投資が禁止とされる小売業、卸売業と物資供給は、投資制限業種の乙類に入り、限度のある開放が許されることとなった。これは、中国政府が初めて公表した流通（国内貿易）を含む産業分野の投資誘導策といえる。

それによると、制限業種の乙種に属する業種では、全額外資企業の設立は認められない。またプロジェクト提案書、フィージビリティスタディ報告書は、それぞれ国務院直属の業界管理部門および省・直轄市の関係部門が審査・認可する。審査・認可権はこれより下の地方下級機関に下ろしてはならない。

1995年10月、国務院は北京あるいは上海で2社の合弁チェーンストア企業を試験的に設立すること、また、合弁チェーンストア企業の審査・認可権は国務院がもつことを決定した。また、国内貿易部は、流通業の外資導入についての新たなガイドラインを打ち出し、今後のプロジェクトが次の4つの原則に従うことを規定した。つまり、①合弁パートナーは、欧米、日本などの資本力があり、進んだ小売業管理経験を積み、国際的に知名度の高い会社でなければならない。②出資比率は、中国が51%以上をしめなければならない。③合弁期間は30年を超えてはならない。④試行が認可されると、一定の輸出入権をもつこと

ができるが、輸入商品は自社の扱う小売商品に限り、輸入総額はその年の売上総額の30%を超えないものとする。外資収支は自らバランスをとり、輸出が輸入を上回るようにする。

1996年9月30日、「中外合弁対外貿易企業の試行的な設立に関する暫定条例」が対外貿易経済合作部によって公布され、輸出入業への外資参入が条件つきで認められるに至った。試行企業の設立地域と企業数は国务院によって決められ、現段階では設立地域は上海の浦東新区と深圳経済特区に限ること、外国投資企業の前年の売上高は50億ドル以上であること、中国側の出資比率は51%以上であることなどが規定されている。

1997年5月、国务院弁公室が出した「地方の外資商業企業の審査・認可を即座に禁ずる通達」のなかでは、今後地方政府の外資商業企業の審査・認可を禁止し、その権限はすべて中央政府に集中するなどを規定した。同年8月から、地方政府の認可した外資企業に対する整頓・整理のキャンペーンが開始され、規制強化の動きが現れるに至った。さらに、同年12月、国家計画委員会、国家経済貿易委員会および対外経済貿易合作部は、1995年に制定された「外国企業投資産業指導目録」を一部改正した。流通業に関する部分では、以前に使われた「商業小売」「商業卸売」および「物資供銷」²⁾といった言葉を取り除き、すべて「国内商業」という包括的な表現に変更した。

1998年4月、国务院は流通外資企業の試行地域を現在の11の沿海開放都市・地区から内陸部の省都にまで拡大し、海外の著名な流通企業の対中投資を積極的に誘致することを決めた。1996年6月25日、国家経済貿易委員会と対外貿易経済合作部は、「外商投資商業企業試点弁法（外国商業企業の試行的な設立に関する条例）」を公表し、流通外資企業の設立要件などを初めて専門法規で明確にした。この条例の要点としては、①外資小売企業の設立地域は、すべての省都、自治区首府、直轄市、計画単列都市で、従来決められていた11都市・地区から大幅に拡大されたこと、②外資系卸売企業の試行的な設立を許可し、その資本金が8000万人民币元（中西部地域は6000万人民币元）を下回らないこと、③四店舗以上のチェーンストア方式で小売合弁企業（コンビニエンスストア、専門店および専売店を除く）を経営する場合、中国側の出資比率は51%以上であること、④小売合弁企業の最低資本金は5000万元（中西部地域は3000元）であること⑤小売、卸売り企業の合弁期間は30年間を限度とすること、などがあげられた。

このように、この時期には、開放地域の拡大が見られるものの、流通産業は依然として制限業種に属し、中国政府は流通開放に対する慎重な態度を持っていた。

そして、2001年12月中国WTO加盟後の小売流通分野の対外開放スケジュールが発表された。中国はWTOに加盟した後、流通業の全面開放を対外に約束した。具体的には、①地理的制限について、WTO加盟後、外国サービス提供者は合弁形態でのみ、従来の五つの経済特区（深圳市、珠海市、汕頭市、厦门市、海南省）または北京市、上海市、天津市、広州市、大連市、青島市に加えて、内陸の中心都市である鄭州市、武汗市も外資に開放し、

²⁾ 生産財の卸売りを指す。

加盟後2年以内に、すべての省都及び重慶市、寧波市を開放する。また、当該合弁小売業は、北京と上海に4社、そのほかの都市・地域では2社が参入可能。北京に設立される4社のうち2社は、北京に支店を開設することが可能。そして、加盟後3年以内、都市ごとの外資小売企業の開店数、設立方式、資本所有比率に関する制限を取り除く。②規制品目の緩和については、加盟後1年以内に、書籍、新聞、雑誌の小売が可能となり、加盟3年以内に、薬品類、害虫駆除剤、根覆い用フィルム、製油の小売が、5年以内に化学肥料の小売がそれぞれ可能になる。ただし、タバコと塩は国家専売制度による販売体制を維持する。つまり、5年以内タバコと塩以外のすべての商品に関して、外国の商業企業は取扱うことができるようになる。③外資制限については、加盟後2年以内に、外資マジョリティが可能、3年以内に、外資出資比率、店舗数などの外資制限が撤廃される。ただし、自動車販売（加盟後5年間）及び上記制限品目を取り扱う30店舗以上のチェーンストアについては外資マジョリティが不可である。また、外国資本企業は、加盟時より、中国国内で製造した製品を販売することが可能であると共に、取り扱った製品のアフターサービス等の関連サービスをも行うことができる。さらに、フランチャイズ経営に対して、加盟後3年以内に、全ての制限がなくなる。そして中国とヨーロッパのWTO加盟協議の中で、現在の外資小売企業の百貨店経営に関する多店舗展開の制限、面積が2万平米を超えてはいけないという規制を取り除くことも約束した。近い将来、中国の国内では流通の本格的な国際競争が全面的に展開されるようになるに違いない³⁾。

3. 中国流通開放政策特徴及び問題点

小売業には、必要資本量は比較的少額で、低リスクであると同時に、マージン率が高く、投入した資本金の回収も早いという特徴がある。そして、中国の小売業はまだ未熟な時期であり、外資の参入が大きな脅威性を持っていることが認識され、中国政府は小売業対外開放に対して、相当慎重な態度を取り、その参入形式、市場参入の条件及び政府審査手続きにおいては、非常に厳しい対応をした。全体から見ると、中国政府が小売業の対外開放には漸進的な開放政策をとった。例えば、小売開放地域に対する制限、外資の参入形式が合資企業に限られ、外資独資が許されなかったなど、つまり、中国小売業の対外開放はすぐ全面的に開放する政策を取らなかった。これは、対外開放の要求に対応したと同時に、中国小売業の発展の実際状況にも配慮した結果である。

そして、2001年12月に中国はWTOに正式に加盟することになり、中国政府は小売市場の開放に対しては、積極的な対応を原則としなければならないことになった。WTO加盟文書で合意された3年から5年までの過渡期においても、政府の政策目的は、国内流通業の保護だけではなく、適度な保護政策の一方で、企業改革の加速化を促し、WTO加盟の適応

3) 『中国経済データハンドブック』財団法人 日中経済協会、2003年9月、p.32

期間中に国内流通企業を成長させ、国際競争力を高めなくてはならない。また、国内市場の競争を促進し、できるだけ早い時期に全国统一市場を形成させなくてはならない。そして、国際競争に相応する市場競争ルールを形成し、法律体系を完備させることによって、国内流通企業の発展を促進する政策的な環境を作り出すべきである。

中国小売業对外开放の根本的な目的は小売企業の規模化、現代化である、しかし、経験の不足により、小売外資参入においていくつかの問題が出てきた。

第一、試験的な小売合資企業の審査において、政策により制御できなくなる状況も出てきた。99年6月25日国家経済貿易委員会と対外経済貿易合作部は共同で「外商投資商業試行方法」を公表した。その中に規定、外資小売企業と共同出店をする中国側の企業は、出店予定地域の地区経済貿易委員会に出店もう申請書を提出し、地区経済貿易委員会は国内貿易主管部門と一緒に報告書を国家経済貿易委員会に提出し、国家経済貿易委員会は対外経済貿易部の意見を取り入れた後、審査結果を出す。申請書が許可された場合、地区経済貿易委員会は規定にしたがって、契約書などを対外経済貿易部に提出し、対外経済貿易部は契約書などを審査した上で「外商投資企業許可証書」⁴⁾を交付する。申請企業が許可証書を持って国家工商行政管理部に登録をすることで手続きが終了することになる。この「試行方法」に従って99年まで21店舗、2000年には7店舗、全部で約30店舗の外資小売企業の中国での出店が許可された。しかし実際には、中国ではこれの約10倍の外資小売企業が出店を果たすことができたのだろう。つまり、中国小売分野の巨大的な潜在力及び利潤回収率は外資企業にとって、強い誘因になったと同時に、各地方政府にとっても外国資本を誘致することにより、企業の活性化を図っている。双方の思惑が合致した結果、様々な越権審査の方法が時運に応じて現れてきた。その主な形式は：地方政府の勝手に批准した中外合資、合作小売企業⁵⁾；中外合資、合作の形で不動産を開発し、そして国内の商業企業に貸出し、実際の経営管理は外国企業が行う；中外合資・合作の製造企業は、その製品の一部を国内で販売する可能であるという政策を利用し、販売店舗を開設する；委託、招聘、或は請負の形で国内の小売企業の経営を外国企業に転讓する；外国企業は国内商業施設の場所を租借し、自主経営を行う；外国企業が特許経営権を讓渡する形で、専売店を設置するなど。その結果としては、一方、外国企業はこのような不正なルートを通して、中国市場に参入してしまい、その数量に対するコントロールができなくなり、中国国内にお

4) 外商投資企業には、中外合弁企業、中外合作経営企業、外資企業及び外商投資株式有限公司に分けられる。中外合弁経営企業とは、外国企業または外国人と中国内地企業が、「中外合資経営企業法」及び関連法規の規定に基づき、契約に収められた比率によって投資・設立し、利益とリスクを分け合う企業を指す；中外合資企業とは、外国企業または外国人と中国内地企業が、「中外外資経営企業法」及び関連法規の規定に基づき、合作契約に収められた約定によって投資または条件を提供して設立し、利益とリスクを分け合う企業；外資企業は「外資企業法」及び関連法規の規定に基づき、中国内地において外国投資者が全額を投資して設立した企業；そして、外商投資株式有限公司とは、国の関連規定に基づき、外経貿部の法による認可を経て設立され、外資の持ち株の公司登録資本に占める割合が25%以上の株式有限公司を指す。外資の持ち株が公司登録資本に占める割合が25%に満たないものは、内資企業内の株式有限公司に属する。

5) このように批准された小売企業は大体輸入・輸出権を持っていない。

ける小売業の競争を激化させてしまった。他方、中央、地方政府及び各主管部門は外国企業の参入数量、投入資本金状況、経営領域に対する情報をはっきり完全に把握できず、その結果外資企業のコントロールは困難になっていた。このように、中国には今まで大型店を規制する国レベルの法律がなかったが、都市別の大まかな規定はあった。また外資の出店に対する手続き上の規制があったにもかかわらず、地方政府による財政上の都合、外資は多様な方法を通じて規制から逃れてきた。国家経済貿易委員会は市場環境を改善するために、今後各地方政府が都市の商業立地計画を強化する必要があると発表した。現段階では各主要経済都市が百貨店、総合及び専門スーパー、チェーン・ストア、総合専門商品取引市場の立地計画を策定することが緊急の課題となる。新店舗の開店が、都市計画、地域の経済発展水準との整合性、既存商業施設数、業種・業態の構造、地元の交通、環境と雇用に対する影響などを総合的に配慮した上で判断しなければならない。これは国内、外資小売企業を問わず、大型小売店の出店全体に対する政策である。WTOに加盟することによる外資からの競争に対抗できるよう、国内企業の規模をいち早く拡大し、競争力を付けさせることが優先課題になっている。

第二、政策の透明度が低いので、外国小売企業の投資主体の構造が不合理な状態になってしまった。中国政府は小売業の対外開放問題において、いくつかの関連政策と法規を制定したが、必ず公表されていたわけではない。たとえば、1992年7月国務院が作成した《小売商業領域における外資問題に関する返答》があるが、しかし、長期間において、この返答は機密書類として取り扱われた。結果として、この返答は中国と密接な関係を持つ近隣のアジア国家及び地区が中国に先んじて、外資小売企業の誘致に成功することとなった。このような低透明度の政策及び不均等な情報提供により、中国国内における外国小売企業の投資主体の構造が当初政府の意図した物とはかけ離れたものとなった。既に批准した18社の外国小売企業の中では全世界500強に入ったのはただ4社しかなかった、さらにその殆どはアジア国家からの小売業であった、大量の越権審査の形で参入した外資小売企業も同じような状況になっている。明らかにこれは中国小売企業における外資導入の目的に違背している：すなわち、中国の試験的な合資小売企業に対する政策方向はその合資対象は必ず欧、米、日本などの国家・地区において経済的な実力を持ち、小売業における先進的な管理経験があり、国際的に高い知名度を持つ企業である。その目的は国内においても直接、かつ大量に、さらに全面的に世界小売業の近代化発展の現状に触れ、有益な知識を勉強させ、先進國小売業発展の経験を手本にし、絶えず自己能力を高めさせようということであった。

第三、“超国民待遇”で外資を招致していたこと。中国がWTOに加盟する以前には、《関税と貿易に関する一般協定》により締約方に対するサービス及びサービス提供者に対して国民待遇により下回らせないことと規定されている。この規定は先進国のサービス業の海外進出にとって、既に相当有利であったが、中国は外資の参入に対して一定の優遇政策を実施した上、一部の地方はより多くの外国資本を獲得するために、関連する政策を超え、

外資企業により多くの優遇条件を与えた、これで外資企業は実際に“超国民待遇”を享受していた。外資小売企業は中国市場に参入する時に、既に中国小売企業よりもっと良い市場条件を得た：例えば、従業員人数が少ない、離職及び定年による負担がない、自己資本金が一般的に国内企業より多く、貸付金による負担が低く、かかる費用も少なくなるなど。これに比べて、中国小売企業は最初から外国小売企業と同じラインに立たされておらず、相対的に劣勢な状況に置かれていた、これ以上さらに外国小売企業に優遇政策を与えれば、実力の弱い中国企業にとって、ますます窮地に落ちることにならざるを得ない。

第四、外資参入プロジェクトに対し、政策上具体的な指導がなかった。つまり、中国小売業外資参入の制限は基本的に参入地域、出資比率、業態の選択、合作年限などに集中している。例えば、参入地域に対する制限において、今外資が主に少数の沿海大都市に集中し、中西部には外資の進出はほとんどない；業態の選択において、2000年まで国務院が18社の小売合資企業を認めたが、その中でチェーン経営の形でスーパーマーケット、便利店、倉庫ストック式マーケット等新しい業態はただ三社しかなく、その他は全て合資百貨店である；合作年限、出資比率に対する制限においても、1995年10月に国務院は北京、上海で試験的に2店舗の合資チェーン商業企業の設定を許可した、合資チェーン商業企業は必ず中国側が出資比率を51%以上で、重大問題の決定権を持たなければならないこと、及び経営年限は30年以上を超えないことを規定したが、既に批准した多数の合資百貨店に対して具体的な制限はなかったため、実際には外国企業によってコントロールされる企業が多いと言われている。⁶⁾

そして、外国小売企業の取り扱う商品種類、商業施設の規模、チェーン店の数量に対して、相応な制限がなく、現在合資企業の経営規模が過大であることはもっとも注目される問題になる。合資企業の設定は複雑で、さらに、中国市場の潜在力に期待され、小売外商投資企業の建設規模は通常大規模である。建築面積が大きすぎると、一方で、資金困難である中国側の資金調達には大きな圧力を与えると同時に、建設時間が延長され、結果的に多数の合資企業の開業が遅々として進まなくなる。他方、大規模な小売業施設の建設は別の形で不動産への投資と疑わせざるを得ない。そして、取り扱う商品の種類についても、明確な規定及び有効な監督、検査項目を欠いていると同時に、大規模経営に堪能な外国小売企業に対して、そのチェーン店の数を制限しないとすれば、総体的な外国小売企業の数に対する制限の意義もなくなってしまう。

さらに、数多くの小売合資企業のプロジェクトは人気のある都市中心部を立地選択し、盲目的に新築、改築、増築がなされてきた、これにより、大型小売企業が過度に人気地域に集中してしまうと同時に、悪質な競争をもたらさせ、都市全体の商業構造が破壊されるおそれがある。

6) 国家国内貿易局課題組、「中国国内貿易対外開放問題研究」、『中国軟科学』1998.11

4. WTO 加盟に対処する為の課題

中国は WTO 加盟に関する日中二国間協議、米中二国間協議を締結した 1999 年以後、それまでに益して WTO 加盟に向けた努力を行った結果、2001 年 12 月 11 日、WTO (世界貿易機関)加盟を果たした。

中国が WTO 加盟国となることにより、WTO の最恵国待遇⁷⁾原則と内国民待遇原則⁸⁾を享受することができるかわりに、3 つの規制緩和を約束せざるを得なかった。つまり、関税率の低下、非関税障壁の撤廃及びサービス貿易の開放である。これに従い投資分野における数多くの制限を撤廃することが義務付けられたことになった、特に自動車、通信、金融、流通の四つの分野において自由化が進められる。

WTO加盟は中国にさまざまなメリットをもたらし、中国製品の輸出が増加すると同時に、国外から安くて質のよい製品が中国の消費市場に入ってくる。また、内需拡大に大きな役割をはたし、消費構造の新しい変化をもたらすと同時に、外資企業から新しい経営理念や管理方式を導入することもできる、しかし、WTO加盟後、中国の小売市場の対外開放政策が一段と進み、外資系企業が次々と参入してくることによって、中国の小売業はさまざまな圧力にさらされることが違いない。外資系小売大手は、商品管理や資金管理面での優位性が突出しており、国内企業に対する圧力となっている、特に今まで金融、税制などにおける政策的な不備がさらに明らかになってくるであろう。

現在、WTO 加盟後の流通開放の進展につれて、世界的有力な流通企業の多くは中国への参入を果たし、市場拡張のスピードを加速している。流通外資が中国小売業における存在感がますます高められてきた、流通開放をめぐる政策論争をも展開されている。一方、流通企業の経営者や研究者、さらにマスコミの関係者も含まれている「流通開放推進派」は、競争を通じて国内企業の体質向上を図ることが可能になることなどを説明し、WTO 加盟の目的と流通開放の意義を強調している。他方、「規制強化派」は、今中国小売業の開放が WTO 加盟議定書の流通開放のタイムテーブルよりも速く行なわれているという外資小売の実際参入状況により、今まで流通開放過程に生じた問題はすべて政府の外資に対する「超国民待遇」政策の産物と批判している。彼らは、全面開放までの過渡期において、外資に対する規制を強化すべきことを中央政府に強く求めている⁹⁾。

7) 最恵国待遇とは、WTO 加盟国では常に最恵国待遇を付与しなければならないとする原則である。具体的には、加盟国である A 国が同様に加盟国である B 国に最恵国待遇を付与した場合、他の全ての加盟国は自動的に当該最恵国待遇を享受することが可能となるという原則である。

8) 内国民待遇原則は、WTO 加盟国の国民、企業を自国の国民、企業と同等に取扱うことを要請する。この原則は、自国の国民、企業が WTO 加盟国である外国においてビジネスを行う場合には、自国に有利に作用する。つまり、WTO 加盟した後、外資企業を中国公民、国有企業を含む中国企業と同等に取り扱わなければならない

9) 松江 宏『現代中国の流通』、同文館出版社、2005 年、p. 59

5. おわり

社会主義国である中国は、流通管理機関の調整及び小売企業の所有権、経営権の転換により、流通市場開放への初めの一步を踏み出した。そして、近年、世界中から中国への投資が集中し、流通業界においても、新しい業態が次々に導入され、急速な市場再編及び外資の参入に対して、中国政府や企業自身は、WTO 加盟により開かれる国内市場における外資との競争に強い不安を抱えている。WTO 加盟以後の新しい環境に直面し、国内改革、規制緩和の政策調整も積極的に行ないつつある。

しかし、諸先進国過去の経験及び現実状況によれば、今の中国にとって、最も大きな脅威は海外からもたらされるのではなく、国内に存在していると考えられる。激化しつつある競争環境において、外資に制約を設けるだけではなく、国内企業へも同様に制約を設けている。本来、競争と利益の観点から見ると、全ての企業は同じスタートラインに立ち、たとえ、外資参入がなくとも、中国の流通産業は市場経済における競争の中で、競争に耐えうるべく自ら市場競争力を育成しなければならないことである。現在の中国経済は、行政によって多くの規制や制限が加えられ、経済発展にとって非合理的な環境に置かれている。この様な状況は、これまでの計画経済時代から引き続いてきた不必要な、経済発展を阻害するような法律や政策によってもたらされたものである。WTO 加盟後に形成される新しい市場環境に適応していくため、総合国力の向上と共に、公平な競争のある市場経済体制の確立が重要なことである。

現在、WTO の原則及び議定書に基づいて、中国政府は外資三法、「外国商業投資企業管理条例」及び「商業店舗配置計画条例」などの数多くの条例・法律について積極的に改正・制定を行っている。WTO 加盟に伴い、投資分野のさらなる開放と規制緩和によって、流通業において、外資による合併・買収、フランチャイズ、株式投資方式が増え、中国における流通市場の再編がより一層活発化にしていくと予想される。しかし、現在までのところ中国の合併・買収に関する法律はまだ完全には整備されていない。特に WTO 加盟後の資本金投入に関する優遇措置、国有資産の評価問題、独占禁止法・不正競争防止法の欠如及び M&A 手続の不明瞭さなどの問題が残っている。こうした問題を解決するため、近い将来、M&A の種類、契約の内容、手順、審査・認可の基準、情報の開示、敵対買収に対する防衛、準拠法の確定、紛争の解決などが含まれた法律の制定が急がれている。そして、外資によるフランチャイズストアの増加につれて、関連する契約法、競争法、知的財産法、外資法以外に、フランチャイズ特有の性質に着目して、その関連法律の制定が必要である。

さらに、大型外資の参入及び業界再編の激化に対応して、公正かつ自由な競争環境を生み出す為に、独占禁止法の制定も重要な位置を占めている。独占禁止法の制定は、国内の商業発展を促進する為に有益であるだけではなく、対外開放を進める際に、外資系商業企業の優越的な地位への濫用などの不公正な取引方法を規制することにより、自国の商業企業を保護する上でも有効性を発揮しうる。今まで、全国に存在している行政によって生み

出された独占状況が存在するため、多くの国内商業企業、特に私営商業企業や個人商店は国際的に認められているような“国民待遇”の地位を十分に享受することができなかった。今後、外資企業もしくは国内企業による独占行為を防止し、法に基づいて独占や特定企業への優遇を厳しく取り締まり、各種保護主義を廃止し、国内開放の速度を速めなくてはならない。

又、WTO 加盟以後の新環境に適応するため、経済に対する政府の直接介入を縮小させ、政府流通管理機構の改革と審査制度の改革が、非常に重要なことになるであろう。これまでの政府による審査は煩雑であり、要求が多岐にわたり、長い時間を費やし、効率が悪く、企業の正当な業務の発展を阻害しているだけではなく、少数の者や主管部門、特定企業に特権をあたえ、公平・公正・公開の原則に反し、賄賂などの腐敗をも引き起こす原因となった。市場経済における「小さな政府、大きな社会、大きな市場」を形成するため、その機構改革の過程において、総合管理部門の職能を特別に強化するとともに、過去に過大な権力を誇っていた専門主管部門を弱体化させなければならない。このような本質的な改革は、WTO 加盟を果たした中国にとって、疑いなく今後非常に重要な課題であると言わなければならない。

中国では広い国土に消費者が分散して、存在していることから、国民の求める小売サービスは少数の大規模小売店によって十分に果たされるものではなく、多数の中小小売サービス企業に依存せざるを得ない。その意味では、「社会の安定」と「消費者の利益」という考えを含めて、流通分野における競争環境を整備する一方で、中小小売業の育成も重要な課題としてあるというべきであろう。けれども、日本の大規模小売店舗法がアメリカを中心とした海外の圧力によって、廃止を余儀なくされた経験を想起すれば、中国今後も経済的發展を続け、流通のさらなる開放を求められることになり、叙上のような中国の国内商業保護策に対して将来外国からの強い廃止圧力が生じることは十分予想され、その懸念が現実になった時の対応策を企業及び行政の二つのレベルにおいて、今から検討しておくべきであろう。また、こうした問題を含め、総合的に日本の経験を参考にして、中国の中長期的な市場のあり方を展望し、早い段階で将来の流通ビジョンを作成することも求められよう。

